

国官会第 284 号
国官技第 13 号
国北予第 9 号
令和 3 年 4 月 21 日

各 地 方 整 備 局 総 務 部 長 殿
企 画 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部 長 殿

大臣官房 会 計 課 長
技 術 調 査 課 長
北海道局 予 算 課 長

施工時期等の平準化の推進について

施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行については、これまでも平成27年12月25日付け国官総第186号、国官会第2885号、国地契第43号、国官技第255号、国営管第355号、国営計第75号、国北予第25号により通知された「施工時期の平準化に向けた計画的な事業執行について」（別添1）等により適切に実施されているところであるが、令和3年度当初予算から、個別補助事業についても、工期が1年未満の工事に係る2カ年国債や、当初予算に計上するいわゆるゼロ国債など、平準化に資する年度をまたぐ適切な工期の確保のための国庫債務負担行為の設定が認められることとなったので、改めて周知する。

また、本件については、別添2により個別補助事業を実施する地方自治体にも周知されているところであるので申し添える。

引き続き、直轄工事も含めて、工期が複数年度にわたる工事等には債務負担行為制度の活用等を図り、施工時期の平準化を一層進めて頂くようお願いする。